

令和2年9月市議会定例会 一般質問

個別質問答弁書

質問第23号

尾島 勝

議員

上田市議会一般質問【個別質問】・答弁書

令和2年9月 定例会

質問通告番号第	23	号	質問議員	尾島 勝	議員	担当課	政策企画課
質問要旨				答 弁			
1 市政についての質問				① 国道18号上田バイパスは、東御市から長野市までの広域圏を結ぶ重要な幹線道路として、また上田市街地における交通混雑の緩和や災害時の緊急輸送路の確保を図るとともに、上田地域サンマル交通圏の確立のための道路として、幹線道路ネットワークを構成し、地域の活性化への波及効果をもたらすことから、沿線の地域全体が最も期待を寄せる重要な社会基盤整備です。			
(1) 今後開通する幹線道路と道路沿いの土地利用について				② 現在、国により整備が進められている東御市本海野から上田市国分までの区間4.1kmの国道18号上田バイパス「第二期工区の2」については、地元対策委員会からのお力添えや地権者の皆様の御理解、御協力をいただきながら、上田市区間は約8割の用地取得が完了し、平成29年度から神川橋梁工事が着手され、また現在、上沖地区においてバイパス関連工事が施工されるなど、同バイパス整備は着実に進捗している状況です。			
ア バイパス等の幹線道路の開発では、農振農用区域が関係する場合が多く見受けられる。現在、建設中の国道18号バイパス第二期工区のうち、国分地区では農地を通過する予定であるが、既に中学校や商業施設が集積しており、さらに商業施設の建設が計画されている。農業や商工業がそれぞれ時代に適合した振興策を検討し、市の発展に結び付けなければならないことを踏まえ、どのように対応していくか。				③ 上田バイパスが通過する上沖地区の水田一帯は、昭和41年から昭和42年にかけて行われた圃場整備による優良農地が広がっていますが、現在では、			

上田市議会一般質問【個別質問】・答弁書

令和2年9月 定例会

質問通告番号第	23	号	質問議員	尾島 勝	議員	担当課	政策企画課
質問要旨				答 弁			
				<p>耕作者の高齢化や後継者不足などにより、多くの農地で貸借による耕作が行われている状況と承知しています。</p>			
				<p>④ 上田バイパスの整備に伴う上沖地区の開発や土地利用については、以前より地区連合会をはじめとする地域の皆様から無秩序な開発行為を危惧される声をいただいております、市としても課題と捉え、庁内関係部局において情報共有を図りながら必要な対応等について、研究・検討を進めています。</p>			
				<p>⑤ また、先般開催された神川地区行政懇談会においても、上沖地区において、圃場整備された優良農地をどう守っていくのか、また市民要望に応じてどのような地域開発が必要なのか、地域とのコンセンサスを得ながら整合性のある開発がされるようにとの要望をいただきました。</p>			
				<p>⑥ 上沖地区一帯は、圃場整備事業実施から長期間が経過しているとは言え、一団の優良農地地帯であり、開発には様々な規制等もありますが、現状におけ</p>			

上田市議会一般質問【個別質問】・答弁書

令和2年9月 定例会

質問通告番号第	23	号	質問議員	尾島 勝	議員	担当課	政策企画課
質問要旨				答 弁			
				<p>る一帯の開発状況とともに、バイパス開通後を見据え、優良農地を確保しつつ、この地域に求められる有効な土地利用の方向性や、市としての関わり方、開発を進める場合の手法等を見出していく必要があるものと考えています。</p>			
				<p>⑦ 今後においては、引き続き地域の皆様の御協力もいただきながら、バイパスの整備促進を図るとともに、庁内関係部局での連携のもと、大変難しい課題ではありますが、開発につながる法制度の活用の可能性も探りながら、時代の潮流や社会情勢の変化に応じた秩序ある土地利用につなげられるよう、研究・検討を進めていきます。</p>			

上田市議会一般質問【個別質問】・答弁書

令和2年9月 定例会

質問通告番号第	23	号	質問議員	尾島 勝	議員	担当課	税務課
質問要旨				答 弁			
1 市政についての質問				① 所有者不明土地は、人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や、			
(2) 相続と税について				地方から都市への人口移動を背景とした土地の所有者意識の希薄化等により、			
ア 相続法が平成30年に改正されたが、相続登記自体が義務ではなく任意であるため、所有者不明の土地が増え、売買等ができないことから経済全体に大きな損失となっている。このうち、未登記土地は道路用地の確保にも影響し、行政効率を低下させている。国では一定期間のうちに登記しない場合の罰則規定設置も視野に相続登記の義務化や土地所有権の放棄等、様々な改正の動きを進めているが、より早い改正を促すために、業務を直接担当する職員の意見を聞くことは重要であり、現状における課題と対応策についてどのように捉えているか。				相続登記が行われないこと等から、全国的に増加しており、国土交通省の平成30年版土地白書によりますと、不動産登記簿のみでは所有者の所在が確認できない土地の割合は、約20%となっています。			
				② 今後も所有者不明土地の増加が見込まれる中、当市のみならず全国的に、公共事業の推進（用地買収、測量のための立ち合いなど）や生活環境の維持（土地建物の適正な管理や有効活用など）において、大きな課題となっています。			
				③ また、固定資産課税事務においても、相続人調査に多大な時間を要しているほか、相続人が当該固定資産の所在を知らず課税についてのご理解を得られない等の課題が生じています。			

上田市議会一般質問【個別質問】・答弁書

令和2年9月 定例会

質問通告番号第	23	号	質問議員	尾島 勝	議員	担当課	税務課
質問要旨				答 弁			
				<p>④ 国では、不動産登記法の特例（長期間にわたり相続登記が未了となっている土地の相続人に対し必要な登記手続きの勧告をすることができるなど）や、財産管理制度に係る民法の特例（財産管理人の選任を請求することができる権利の拡大など）といった、課題に対応するための措置を講じてきており、令和2年度税制改正では、現所有者の申告制度の創設や、使用者を所有者とみなす制度の拡大などが行われています。</p>			
				<p>⑤ 国においては、所有者不明土地の発生を予防する仕組みや所有者不明土地を円滑適正に利用するための仕組みなど、民法・不動産登記法のさらなる見直しが検討されているところですが、特に相続が円滑に行われるための法整備が望まれますので、必要に応じ市長会など通じ、国県に対し意見を伝えていきたいと考えています。</p>			

上田市議会一般質問【個別質問】・答弁書

令和2年9月 定例会

質問通告番号第	23	号	質問議員	尾島 勝	議員	担当課	税務課
質問要旨				答 弁			
1 市政についての質問				① 今回新設された現所有者の申告制度における現所有者とは、所有者として登記がされている個人が死亡している場合において、当該固定資産を所有している者であり、通常は相続人が現所有者となります。相続人が複数いる場合は、その全員が現所有者となりますが、相続を放棄した場合は現所有者とはなりません。			
(2) 相続と税について							
イ 今定例会では上田市税条例中一部改正が提案されている中で、次の項目についてはどうか。				② 現在の固定資産課税の実務上、賦課期日後に所有者が死亡された場合、当該年度の納税管理のため、複数の相続人のうち納税通知書を送付する代表者（相続人代表者）の届出を依頼しています。翌年度の賦課期日までに相続登記がされない場合、この相続人代表者に引き続き納税管理を行っていただくこととし、固定資産税の納税通知書を送付しています。			
(ア) 現所有者とは誰を指すのか。将来的に相続に関する問題は発生しないか。							
				③ 市内に固定資産を所有する者のうち、市外在住の方については、住民票による死亡の事実の把握できず、納税通知書が届かないことによる実態調査などにより、初めて死亡の事実を把握することとなります。			

上田市議会一般質問【個別質問】・答弁書

令和2年9月 定例会

質問通告番号第	23	号	質問議員	尾島 勝	議員	担当課	税務課
質問要旨				答 弁			
				④ 一方、現所有者の申告制度は、相続人代表者を特定する調査のために必要な情報を相続人の方から申告していただくことで、課税事務の軽減を行うことができるようにするためのものであり、遺産分割協議などと直接関係なく、相続に関する問題は発生しないものとされています。			
(イ) 「現所有者であることを知った日」とあるが、今回の改正内容を市民に対してどのように周知するか。3カ月間の期間制限を設け、正当な理由がなく申告しなかった場合の罰則として10万円を科すとのことだが、徴収方法はどうか。				① 新設された現所有者の申告制度については、広報うえだや市ホームページにより周知を図るほか、亡くなられたときの手続きとして市民課窓口でお渡しする書類によりお知らせします。			
				② 現所有者の申告制度は「現所有者であることを知った日」をどう確認するかなど課題もあり、また、実務上は、固定資産税の納税管理をしていただける相続人代表者がいれば、代表者以外の相続人からの現所有者申告の必要性は低いことから、慎重な運用を図っていく必要があると考えていますが、過料の徴収が必要な際は、不利益処分の理由の提示、必要に応じ聴聞、弁明の機会の付与など、市行政手続条例に沿って行うこととなります。			